

「海技免状・小型船舶操縦免許証等の弾力的な運用について」

1. 弾力措置の期間及び対象

新型コロナウイルス感染症対策に関連して、船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく免許申請、更新申請、再交付申請又は海技試験の受験申請のうち、当該申請を行うことができなかったことについて、やむを得ない事情がある者について、当分の間、弾力措置を講じます。

2. 弾力措置の内容

(1) 海技免許又は小型船舶操縦免許の申請

海技免許又は操縦免許の申請は、海技試験又は操縦試験に合格した日から1年以内にしなければならないところ、1年を超えていても申請できるようにします。

(2) 海技免状又は小型船舶操縦免許証の更新申請

令和2年2月17日以降に海技免状又は操縦免許証の有効期間（5年間）が満了する者のうち、その更新申請時において、有効期間が満了してしまっている者については、有効期間満了日に更新申請があったものとみなします。

この場合において、海技免状更新講習又は操縦免許証更新講習により更新を行おうとする者に係る取扱いは、次のとおりです。

[更新講習関係]

- ① 更新講習は更新申請日以前3月以内に修了しなければならないところ、更新申請日において、3月を超過しているものは、有効期間満了日に講習を修了したものとみなします。
- ② 有効期間内に更新講習を修了することが困難である旨の申し出を受けたときは、現に有する海技免状又は操縦免許証を打抜のうえ、受講予定の講習までの期間を記載した有効期間更新手続中シールを貼付します。この場合、可能な限り速やかに更新講習を受講するようお願いいたします。新たな海技免状又は操縦免許証は更新講習の修了証明書と引き替えに交付します。
- ③ 有効期間内に更新講習を修了できなかった者のうち、更新申請時まで、更新講習を修了した者は、有効期間満了日に更新講習を修了したものとみなします。

(3) 海技免状又は小型船舶操縦免許証の再交付申請

海技免状失効再交付講習又は操縦免許証失効再交付講習は再交付申請日以前3月以内に修了しなければならないところ、申請日において、3月を超過しているものは、申請日に講習を修了したものとみなします。

(4) 海技試験の申請

令和2年2月定期海技試験、令和2年3月臨時海技試験又は令和2年4月定期海技試験の受験を申請した者のうち、新型コロナウイルス感染症対策に関連し、一科目でも受験することができなかった旨の申し出を受けたときは、添付書類を含む申請書類一式を返却します。この場合、返却された海技試験申請書を除く申請書類は、令和2年の海技試験に限り有効なものとして使用できるものとします。(例：手数料納付書、筆記試験科目免除証明書等)

なお、詳細その他ご不明な点等ございましたら、下記連絡先までご連絡下さい。

東北運輸局 海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課

直通 022-791-7524 FAX 022-299-8884